

**【表紙】**

**【提出書類】** 内部統制報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の4第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成25年6月27日

**【会社名】** 株式会社協和日成

**【英訳名】** KYOWANISSEI CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 北村 眞 隆

**【最高財務責任者の役職氏名】** -

**【本店の所在の場所】** 東京都渋谷区神南一丁目8番10号

**【縦覧に供する場所】** (株)協和日成 神奈川支店  
(神奈川県川崎市高津区末長1437番地14)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長北村眞隆は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示された内部統制の基本的枠組に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、各基本要素が有機的に結び付き、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することが出来ない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループは、財務報告に係る内部統制の評価が行われた基準日を平成25年3月31日とし、評価に当っては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して実施しました。

評価手続の概要としましては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）について外部・内部環境分析、アンケート調査等を実施し評価を行った上で、その結果を踏まえ、評価対象とする業務プロセスを選定しております。

評価対象とした業務プロセスについては、各業務プロセスを分析・可視化した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について、その整備状況及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲については、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定致しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果も踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

なお、非連結子会社1社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性が僅少であると判断し、内部統制の評価範囲には含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲について、当社グループは、売上高を工事の種類（以下「工種」という。）によって識別しており、事業拠点に関わらず、前連結会計年度における売上高の金額が高い工種から合算していき、前連結会計年度の売上高の概ね3分の2以上に相当するまでの18工種、及び質的重要性の高い5工種の計23工種を、選定致しました。

選定した工種については、工事管理サイクルとして捉え、また、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売上原価、完成工事未収入金に至る業務プロセスを評価の対象と致しました。更に、重要な虚偽記載の発生の可能性が高く、見積・予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の高い業務プロセスとして評価対象に追加しております。

なお、連結子会社東京ガスライフバル西むさし㈱につきましては、内部統制上のリスク発生の可能性が当社に比して高い統制環境にあることを考慮し、金額的重要性は必ずしも大きくありませんが、主要業務である機器販売等を業務プロセスに係る内部統制の評価範囲に含め、評価を行いました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成25年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断致しました。

4 【付記事項】

該当する事項はありません。

5 【特記事項】

該当する事項はありません。